

第六十四回 参議院商工委員会會議録第六号

昭和四十五年十二月十七日(木曜日)

午前十時十三分開会

委員の異動

十二月十七日

宮崎 正義君

補欠選任
失追 秀彦君

出席者は左のとおり。

理事

委員

大谷藤之助君
川上 為治君
近藤英一郎君
竹田 現照君

赤間 文三君
井川 伊平君
植木 光教君
錦木 享弘君

平泉 涉君
山本敬三郎君
大矢 正君
小柳 勇君

林 虎雄君
上林繁次郎君
矢追 秀彦君
渡辺 武君

通商産業大臣
宮澤 喜一君

公正取引委員会
委員長 谷村 裕君

通商産業大臣官
房長 高橋 淑郎君

中小企業庁長官
吉光 久君

事務局側

常任委員会専門員

菊地 拓君

説明員

大蔵省銀行局特
別金融課長
別金 融課長
部長 中小企業庁計画
部長 斎藤 太一君

北田 榮作君

本日の会議に付した案件

○下請中小企業振興法案(第六十三回国会内閣提出、第六十四回国会衆議院送付)

〔理事大谷藤之助委員長長席に着く〕

○理事(大谷藤之助君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
本日、宮崎正義君が委員を辞任され、その補欠として矢追秀彦君が選任されました。

○理事(大谷藤之助君) この際、川上石炭対策に関する小委員長から発言を求められております。川上小委員長。

○川上為治君 昨日の小委員会で協議の結果、三井鉱山砂川鉱業所で発生したガス爆発事故の実情調査のため、閉会中委員派遣を行なうことに意見の一致を見ましたので、委員長においてよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○理事(大谷藤之助君) 承知いたしました。さよう取りはかいます。

○理事(大谷藤之助君) 下請中小企業振興法案を

議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○小柳勇君 昨日の委員会で質問する予定でありましたが、緊急に地元の党のほうから招請がありまして、九州へ参りまして失礼いたしました。お許しください。

きょう下請中小企業振興法案について質問いたします。

まず通産大臣に質問いたしますが、先般、欧州諸国の大企業と中小企業との関係を視察してまいりましたが、フランス、イタリアあるいは北欧諸国などで、大企業と中小企業との関係というものは、あまり明確でありません。特に中小企業からは保護しなきゃならぬというような特別立法などないのを見受けました。日本では大企業と中小企業とはっきり対置しまして特別の立法をいたしておりますけれども、諸外国で現在の日本のように中小企業を特別法で保護しているような国について、大臣いろいろお調べもあると思ひますけれども、どういふところがそういうふうな特別立法で保護しているか、大臣の見聞のところをひとつお聞かせ願いたいと思うのです。中小企業庁長官でもけっこうです。

○政府委員(吉光久君) ヨーロッパあるいはアメリカにおきまして、中小企業は、日本と違ひまして非常に近代化されておるわけでございますけれども、特に中小企業のシェアにいたしまして、アメリカの場合、日本と違ひまして、定義は二百五十人以下ということになっておりますけれども、シェアで見ますと約九六・二％程度、あるいはまたイギリスにおきましては九一・二％、この場合の定義はもっと小さくなっております。それから西ドイツにおきましては九八・七％というふうに、非常に大きなシェアを占めておるわけでございますが、これらの中小企業は、いずれも加工度の高い部門にありまして――産業全体の構成が

加工度の高い産業の構成をとっておりますけれども、その中におきまして、いわゆる有機的な企業群の一員として、部品あるいは加工工程の一部を担当するといふふうな姿をとっております。でございます。したがって、これらの国々におきまして、大企業と中小企業の生産性は非常に高うございまして、大体アメリカにおきましては、これは平均値でございますけれども、大企業に比べては平均値でございまして、大企業に比べては約八割程度というくらい生産性の高さを保持いたしておりますし、同時にまた、その生産性の高さと資金ベースの関係というふうなものが大体フランスのとれた形をとっております。これは高い生産性のもとで高い資金が支払えらる、そういうふうな企業形態をとっております。一部中小企業の問題が起こりつつあるわけでございますけれども、これは経済全体の鎮静、沈滞化といひましようか、そういうふうなことに伴ひまして中小企業問題というふうな問題意識が持ち上がり、経済諮問委員会でも中小企業問題についてどういふうな方策をとるべきであるかという点についての研究が進められておるといふふうに伺っております。

それから特に政府が援助措置をとっておりますのはアメリカが一番強いと思ひわけでございますけれども、これは主として金融面を中心にしたしましての助成措置が中心でございまして、日本のような三機関というふうなものにかわりまして、中小企業庁が自分で金融の援助をし、あるいはまた中小企業庁が官公需調達の際路につきまして打開を行なうといふふうな、そういう立場で中小企業施策を講じておるのが現状だろうと考えております。

○小柳勇君 いま長官のおっしゃいましたように、私もまあわずかな見聞でありますから、十分の調査はできませんでしたが、あま

業中小企業と、はっきり分けて、日本のように中小企業は中小企業庁長官のほうにおまかせして、いわゆる通産省は大企業を中心にしよう、というふうなことは、たまたまイタリアではもう中小企業が非常に多いのですから、商工中小企業省と、こういうことで、日本の通産省と中小企業庁と、こう分けようというので、主として中小企業に政策を立て、特にそれは金融措置である、いま長官がおっしゃいましたようなことを私も感じました。日本で中小企業基本法をつくりましたのが昭和三十八年でございすけれども、中小企業基本法をつくりましたときの日本の大きないわゆる産業の中における中小企業の地位というものを、国民もだが、国会も非常に心配をしたから基本法ができたと思えます。その昭和三十八年ごろの日本の中小企業の実態を考えてみまして、欧州でも米国でもそういうような情勢がないですね。これは高度経済成長の一つの大きなひずみだと思いますが、欠陥だと思ひますけれども、昭和三十八年ごろから今日までの三十八年基本法をつくりました状態が現在お続いておるわけですが、日本の中小企業の実態の中に、こういうものを通産大臣はいかに考えてしょうか。経済企画庁長官もしておられたことでありまして、全般的な問題としてどういうふうに大臣はとらえておられるか、聞きたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一) 中小企業基本法がつくられましたところとたいだいまの時点、これから先への展望を比べますと、私はやはり一つ大きな根本的な環境の変化というのは、前回も申し上げたところでございすけれども、労働力の不足ということではないかと考えております。従来、大企業と中小企業の賃金格差というものは相当大きかったわけではございすけれども、毎月きまって支払われる賃金に関する限り、現在非常に格差が縮まってまいりました。もちろんいゆる福利施設等の付帯的なもので申しますと、相当まだ格差がございすますが、現金給与に関する限り非常に格差

が縮まって、ほとんどなくなってきたと申し上げてもよろしいくらいであります。そのことは中小企業の側にとりましては、生産性を上げてまいりませんと十分な賃金を支払うことができないということの意味するわけでありまして、その点から中小企業自身が生産性の向上、省力化、近代化というふうなことをせざるを得ない、自衛上もせざるを得ないという立場に追い込まれるに至ったと考えておるわけでございす。他方で、大企業の立場から見ますと、かつては中小企業というものを、景気の好、不況に際しまして、いわば自分の緩衝帯、バッファーとして使ってきたらしいがございまして、景気が悪くなりまして中小企業のほうから仕事を大企業のほうに吸い上げる、よくないりますと中小企業のほうにそれをまたおろすというふうなことを繰り返してまいりましたから、中小企業自身は、注文が非常に不安定であるという悩みを絶えず持つておったわけでございす。ところがこのようになりまして、労働力が非常に逼迫してまいりましたので、大企業自身も中小企業との関連で仕事の分野を好、不況にかかわらず、はつきり協定しておきまないと、いざとなつたときに仕事を先が見つかからない、受け手がないうようなことになってまいったように思ひます。したがっていま申し上げたような影響を与えるに至りまして、相対的に申しますと中小企業の位置というものが、数年前に比べますとかなり力関係で高くなつてきた、強くなつてきた、まだ十分と申し上げられませんが、そのような明らかに傾向線上にのびてまいりまして、最近よく付加価値あるいは情報価値というふうなものがいわれるようになりまして、大企業はある程度主要素材はもちろんだらうでございすが、仕事の上でもあらうございすというところまでしかやれない、そこまかい情報価値をつけるということは大量生産の立場から申しますと不可能でございすから、そこで、そういう加工度の高い

部分あるいは情報価値あるいは付加価値の高い部分というものは、もう少し小回りのきく経営にまかせざるを得ないということになりまして、それが中小企業の独特の分野になりつつある、そういう情報価値の部分には付加価値としては高いわけでありますので、それによって中小企業も従来より高い賃金が払える、こういう関係になってきたかと思ひます。すなわち、労働力の需給関係と技術革新と、その両方から従来の親企業と中小企業との関係というものがかなり変化しつつある。しかも、このことはさらにもっと時間の経過とともに、はつきりしてくるのではないかとこの法案を提出いたしておりますわけ、今回のこの法案を提出いたしました基本には、そのような判断が働いておるわけでございす。

○小柳勇君 長官に御質問しますが、諸外国では特別に日本のように中小企業を保護するきめこまかな立場がないかわりませう、中小企業や小規模企業が主体性を持ちながら産業界に貢献しておる、さつき長官のおっしゃったとおりです。金融措置についてはこまかいいろいろの措置があるようです。これは連合会にもあります。国として金融措置の手だてはあるようでありませうけれども、日本のように法律でいろいろの面で保護するような立法はないわけでありませう。にもかかわりませう、中小企業が主体的に、しかも産業界をリードして発展しておるということですね。これは日本と対比しましてどういふところにその原因があるのでしょうか。

○政府委員(吉光久君) 諸外国におきましては、経済の全般的な近代化というふうなものが相当早くから進んでまいりておるに、要するに近代化の線に沿って経済が発展してまいったというのが現状であつたかと思ひます。実は明治以来も、日本の場合におきましては、実は明治以来も、いう近代化された産業の姿をそのまま日本の風土の中に輸入してまいったというところに日本の特徴が出てまいるものがあつたのではないかと思ひます。すなわち、資本蓄積が欧米

諸国に比べて劣つております。したがって大企業も劣つておりますので、それらを補充するために一連の中小企業群というものが一つの意味を持ち、同時にまた、豊富で低廉な、しかも優秀な労働力があつたというこのために、ともすれば機械装置に頼らないで人的能力のほうに依存する依存度が非常に強くなつてまいり、そのことがまた同時に、これだけの大きな人口をかかえておる国でございすので、非常に過小過多と申し上げようか、そういうふうな企業群の発生のささえにもなつておつたというところから近代産業が出現いたしました関係上、日本特有の中小企業金融問題が芽ばえ、そしてそれが時とともに定着してまいつておるというふうなことで推移してまいつておつたのではないかと思ひます。

○小柳勇君 欧米先進国の工業は長い歴史を持つていまして、それから近代化の速度も、大企業も中小企業も零細企業も、ほとんど一緒に進んでおる。ただ、労働力のバランスについては、いま長官がおっしゃったとおりと私も考へます。それと対比してこの十数年の間の日本の産業、特に工業の発展を見まして、いま大臣や長官がおっしゃったとおりだと思ひますけれども、もう一度重ねて聞きますが、中小企業基本法ができました三十八

年ごろと現在ここでいまこの下請中小企業振興法案を論議しておる現在と、大体年月にして七年ばかり経過いたしておりますが、中小企業基本法をつくりました当時の大企業対中小企業の関係と現状とは、大きく違ふとお考えになるのか、たいし言お聞かせいたしたい。

勢がかなり長いこと続いてまいりましたので、どうやらそういう歴史的な違いというものがあつたのではないかと。わが国にもいわゆる職人気質というふうなものもあるんではないか。それでは経済の広い分野をカバーしたものであつたものでは、ギルドといったような、クラフツマンシップといったようなものでもなかつたと思ひますので、そういう背景の違いがあつたのではないかと。問題は非常に興味のある、また意味合いの深いお尋ねでございますので、私も少し勉強いたしたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一) 前段に言われましたお尋ねは、私は非常にむずかしい興味の深いお尋ねだと思ひますが、ヨーロッパの場合とわが国の場合と、まあいま長官が申し上げたこととあるいは同じ、類似なことを私も申し上げることになるのかもしませんが、ヨーロッパの場合

と、環境が非常に違つておるかどうかというお尋ねでございますが、私は、やはり非常に違つてきたのではないかと。しかも、はつきり労働力不足というものがもう疑いもなくいまとらえられておりますから、これからのわれわれの先への展望もかなりはつきりしてまいりました。それが親企業と中小企業との関係に与へます影響は、先ほど申し上げたとおりでございます。中小企業基本法が制定された当時、あるいはさかのぼりまして下請代金支払遅延等防止法ができましたところというのは、私も何が何としまして中小企業というのを一つの方向へ持つていきたい、そういう異議が国会にも政府にもございまして、それでああいう法体系でそれをこつちのほうに引張つていこう、引張つていこうと努力したわけでござい

北歐——北歐と申しますか、ドイツ、スイス、フランスあたり、イギリスまで含めまして、イタリア、スペインあたりとは、多少意味合いが違ふのかもしませんが、やはり中世からギルドのようなものが御承知のようにございまして、そこで技術というものが、かなり、いわゆるクラフツマンシップと言つてございまして、技術というものがかなり縦割りで発達していったのではないだろうか。そこで、そういういわば手に職を持った人たちは自分の生活ができるように自分の技術を売つていった。いわば単純労働でない

う、引張つていこうと努力したわけでございすけれども、客観情勢がやややういところになつた。意識のほうは確かに先へ立つたわけでございすけれども、いざ、まあたとえて申しましても、人間が安く雇へるならばそのほうが経営的にいいし、また安易であるというふうなことが中小企業の側にございまして、なかなか私どもが言う意識のほうに必ずしもついてきてくれない、そういう情勢が、また客観情勢が熱してい

少しごたごたするわけでありまして、一ぱん産業革命が単純な筋肉労働を吸収したことは、やはり反省が起りましたのと、ギルドというものがやはり結果として社会の中に生き続けましたから、ヨーロッパの労働というものは、とにかくいわゆるレーバダンピングというふうなことが比較的ございまして、自分の生計費をもとに自分の技術を売る、そういう価格の割り出し方をしたのではないだろうか。それに比べますと、わが国の場合には、長いこといわゆるレーバダンピングのようなものがございまして、またそうしなければぎりぎりの生活もできないというふうな情

勢がかなり長いこと続いてまいりましたので、どうやらそういう歴史的な違いというものがあつたのではないかと。わが国にもいわゆる職人気質というふうなものもあるんではないか。それでは経済の広い分野をカバーしたものであつたものでは、ギルドといったような、クラフツマンシップといったようなものでもなかつたと思ひますので、そういう背景の違いがあつたのではないかと。問題は非常に興味のある、また意味合いの深いお尋ねでございますので、私も少し勉強いたしたいと思ひます。

○小柳勇君 中小企業基本法をいざうと読み直してみまして、いま大臣がおっしゃつたように書いてあるわけですが、いまから七年前の法律で書かれても、労働力不足のことだつてちゃんと書いてございす。もう現状をそのままずばり基本法に書いてあるわけですね。したがって、七年前にできましたこの法律が通産省なり中小企業庁で完全に消化され、あるいはこれを国民として、産業人として完全に消化されておるあるば、いまこのような法律が必要ではないのではないかと、私はこれを讀みながら考えたわけですが、もう一回重ねて長官に質問いたしたいと思います。欧州先進諸国の工業国で、特に下請中小企業振興法などという保護立法をつくらなくとも、中小企業、零細企業が主体性を持つてどんどん発展し、産業界に貢献しておる。わが国は近代化促進法があります。きょうまたこの法案を審議しなかりませんが、そうしなければ中小企業、小規模企業がやつていけない。そこには一体どういう根本的理由がある

○政府委員(吉光久君) 日本の中小企業もだんだんと近代化への道を歩んでおるわけでございすけれども、現在いま問題になつております下請関係について考えますと、やはり相当近代化への道を歩みながらも、なおかつ一部前近代的な要素が下請関係の中に残つておる。その前近代要素と申しますものは、先ほどもお答え申し上げましたような、そういう豊富で、しかも優秀な、しかも安い労働力が多数に存在しておつたというふうな、そういう前提から近代工業を歩み始めたわけ

○小柳勇君 親企業と下請企業との関係ですね、これも特殊な、さつき長官のおこたをかりますという、前近代的な日本の産業の中の残された部分、前近代的部分がこういう親と子との関係を生んでおるんだと、そういうふうな理解でございすか。

○政府委員(吉光久君) 相対的な現象でござい

○小柳勇君 時間もないので本論のほうに入つてまいりたいと思ひますが、そういういたしますと、下請中小企業振興法案の一番大きなねらいは、基本法ができました当時から今日まで、まず第一は労働力の不足である、それから技術革新などに迫つていくための近代化促進である。大きく柱を二つに、いろいろありましようけれども、二つに考へてもよろしいんじゃないかと思ひますが、そのために下請中小企業振興法案なるものが提出されておるといふように、大ざっぱに考へてよろしいですか。

○政府委員(吉光久君) そのとおりでございまして、それらに対応いたしまして、現在の親企業と下請企業とのあり方について関係を正してまいる必要がある、このように考へておるわけでございす。

第九部 商工委員会会議録第六号 昭和四十五年十二月十七日

【参議院】

三

まして、一方におきまして産業全体が近代化の方向を歩んでおります。ところが他方におきまして下請企業もそういう近代化への道は歩んでおられるわけではございませんけれども、ともすれば前近代的な、長年日本の風土の中で育つておりましたという関係が、ともすればまだ残滓として出てまいるというふうな関係にあるわけでございます。したがって、この法律でねらっておりますのは、むしろ下請企業に実力をつけると申しまして、その経営管理力なりあるいはまた企業体質なり、そういうふうなものにつきては、下請に実力をつけてまいるというふうなことが、下請企業が親企業との関係におきまして自主的に事業が運営できる姿になるのではなからうか、こういう意味から下請企業の体質強化をはかつてまいるというふうな必要があるというふうな考えでございまして、その一つの手法としまして今回提案いたしましたような手法を採用いたしましたわけでございます。

○小柳勇君 中小企業基本法のもとに近代化促進法が生れておりますが、近代化促進法の生れました後の中小企業、小規模企業の近代化の促進の速度、この法律がどういうふうな、どのくらい消化されておるか、その速度についてはどのように理解されておりますか。大臣から……

○国務大臣(倉澤喜一君) 長官からお答えいたします。

○政府委員(倉光久君) 近代化促進法が施行されてから、対象業種といたしまして、大体百三十業種程度のものが指定されたわけでございまして、この近代化促進法及びその他の一般的な経営意識の変革と申しましょうか、そういうふうなもの効果といたしまして、たとえば生産性の分野におきまして、中小企業の生産性も相当程度伸びてまいっております。もちろん十全というわけにはまいらないわけでございすけれども、過去に比べまして、相当程度の生産性の伸びが見られているわけでございます。ただ、この近代化促進法は御承知のとおり業種別にやっております関係

上、特に下請関係の企業を多く持っております二次、三次というふうな、そういうところまでの下請関係を持っておりますという業種につきましても、必ずしも十全であったというふうには言えない面もあるかと思っております。近代化促進法の直接対象となっておりません業種のうちのいばあるレベル以上のものにつきては、相当の効果を発揮いたしておったと思うわけでございすけれども、必ずしも二次、三次等の下請に至るまでの、かゆいところに手の届くところまでは施策は浸透していなかったというのが現状ではないかと思ひます。

○小柳勇君 計画部長から答えてもらってもいいですが、具体的な数字を、いまのいわゆる日本の産業、大きな産業の分野で、工業でいいものと、工業の分野で、いわゆる親企業というものと、皆さん考えている中小企業、小規模企業の勢力分野で、それを会社の数、あるいは事業所の数、それから生産の産業の分野、力関係で、それをどういうふうな把握しておられますか。

○説明員(斎藤太一君) 製造業の出荷額で申しますと、昭和四十二年の統計でございますけれども、中小企業の出荷額が、それが五〇・一%でございまして、それに対して三百人以上のいわゆる大企業の出荷額は四九・九%でございまして、大体製造業の半々ぐらいが大企業と中小企業とで生産がされております。

○小柳勇君 その中小企業は五割、五割の中小企業、これは小規模企業も入っていると思ひますけれども、この大企業の線を除きましたものが近代化しなければならぬ。労働力も確保しなければならぬ。それが大きな狙いだと思ひます。これが今回のこの法律によりましてこの五割のうちの何割ぐらいがこの法律の恩恵を受けるのですか。

○説明員(斎藤太一君) 製造業が大企業数で申しますと約六十万ぐらいでございます。そのうちで下請を営んでおります中小企業が約三十万企業ありまして、企業数のうちの下請企業の占める割合も大体は半分でございます。

○小柳勇君 そうしますと四分の一、いまの中小企業のうち四分の一ぐらいがまず一つの対象として考えられる。その中でいろいろまた条件ありましようけれども、そのように把握してよろしゅうございすか。

○説明員(斎藤太一君) 失礼いたしました。最初に申しましたのは出荷額の中の大企業と中小企業の出荷割合でございすけれども、企業数で申しますと、ほとんどが中小企業でございすので、企業数で申しますと、結局製造業の企業数のほとんどが中小企業でございまして、その中小企業の中の下請がまた半分、こういった割合になります。

○小柳勇君 それで、中小企業の中の半分が下請でありますから、その半分のうちでどのくらいがこの法律の対象としてお考えになっておりますかという事です。

○説明員(斎藤太一君) この法律では、先生御承知のように振興基準と申しまして下請企業と大企業とのよるべき基準を定める条項がございす。第三条、第四条でございす。この関係は全下請中小企業を対象に考えております。

それから第五条以下のいわゆる振興事業計画と申しまして、特定の業種につきまして、その下請企業の近代化をはかるという部分は、業種を政令で指定をいたしまして、順次その近代化をはかつていくことにいたしておりますが、その関係は業種の指定の幅によりまして、そのどの程度のものがこの対象に入ってくるか、業種の指定のやり方によりうかと存じます。

○小柳勇君 業種の指定など具体的なものはあとでやりますけれども、いま序論的な論争の中で、まず事業所として大部分が、約九割ぐらいが中小企業、零細企業でしよう、数からいいますと。その中で半分が下請になりますと、その下請の中で今度指定するものは鉄鋼、繊維など若干ですね。したがって、この法律でいま頭の中にみんなが対象としているのはその下請中小企業、小規模企業

の中のおよそ何割ぐらいをわれわれは考えてよろしいか、こう質問しているわけです。

○政府委員(倉光久君) 先ほど計画部長からお答え申し上げますように、製造業全体で約六十万あるわけでございすけれども、そのうち下請企業の数が約三十万でございまして、約五割強になりますけれども、五割程度でございす。そのうち数が圧倒的に多いございすのは、やはり何と申しまして機械でございすとかあるいは繊維製品関係でございすとか、これらあたりは中小企業数も多ございす。同時に下請企業の数も七割から八割に近いところですが、これらの業種における下請企業数でございす。したがって、先ほど申しました約三十万の下請企業のうちこの下請企業数の多いところから重点的に取り上げてまいるわけでございすけれども、これは逐次指定業種の数をふやしてまいるつもりでおるわけでございまして、したがって、現在この中の幾つをこの法律の適用対象として取り上げるというふうなところまでの最終的な結論を得ていないわけでございすけれども、たとえば機械関係が指定されますれば、それに応じまして機械関係の下請全体で約九万、三十万のうちの九万あるわけでございす。したがって三分の一に近いところが指定されるということになります。また逐次この指定の分野をふやしてまいりますので、だんだんとその範囲は広がってまいりますというふうな御了解いただきたいでございす。

○小柳勇君 まあ具体的に一応腹の中にはきまつておるでしょうけれども、長官はあんまり発表されませんけれども、今年度予算が、もう金があるわけですね、実際。ありますから、法律が通りましたらさっそく本年度中に資金は貸し出しも行なわなければならないから、いままだはつきりきまつておらぬでは議論にならぬわけでしょう。したがって、またあとに議論は返りますけれども、いまちやうど長官発言されましたから、この法律が通ったといたしますと、内々でどのくらいの事

業所を対象にして十五億の予算が消化されようとするのか、そのところをもう少し、ついでですから説明しておいてもらいたいと思うんですよ。

○政府委員(吉光久君) さしあたりすでに準備が整っているものでございますけれども、機械関係が中心でございます。機械関係の下請企業の数が、先ほどお答え申し上げましたが、そのうちから九万というふうに申し上げましたが、そのうちからさらにたとえば自動車部品でございますとかあるいは工作機械、産業機械、家電関係あるいは計量器、測定器その他重電等を含めまして約五万五千の下請企業を擁するよう、それくらいの業種をさしあたり指定いたすつもりでおるわけでございまして、大体機械関係の六割程度のものが最初に指定されるということになるかと思っております。もちろんまだこれは指定までの間に審議会その他の御意見を伺いする場面がございますので、したがって、ある程度の異同もあるかと思っておりますけれども、現在事務的に準備いたしておりますのは機械関係の約六割がこの初年度に指定されるというふうな準備状況になっております。

○小柳勇君 まあ業者からも要請があるし、継続審議の法案ですから急いできょうここに審議しておきますので、振興基準がまだできていない、業種の指定もはつきりしていないで、もう十二月ですから、三月までに間に合いますか。

○政府委員(吉光久君) この第三条の振興基準につきましては、近代化審議会の議を経るということになっておりますので、したがって、役所だけの考えで決定するわけにまいりませんけれども、事務的な準備体制は現在整いつつございまして、したがって、この法律が成立されました場合には、できるだけ早く近代化審議会を開きまして、今年うちにすぐにこの法律が完全に活動し得るような体制を早急に整えたいということ、そのほうの準備もたいたいとおるところでございます。

○小柳勇君 話をもう少しもとに戻しまして、ま

あ諸外国の例を言つては何ですけれども、先進諸国では、このようなきまかい中小企業の保護立法がないにかかわらず、中小企業、零細企業が自主性を持ち、主体性を持って発展している。わが国では七年前に中小企業基本法ができた。この基本法の中にも、もういま申し上げることがみんな書いてあるわけですね。しかも、それに近代化促進法なるものもできておる。近代化促進法でもいまおっしゃったようなことがずつと書いてあるわけですよ。したがって、そういう法律が完全に消化されていくならば、ここに、この何割かを対象とする下請中小企業振興法案なるものがないと、労働力の不足の解消とか近代化促進というものはできないのではないかと、基本的にそう思うんですが、なぜ重ねて屋上屋的に考えられる下請中小企業振興法案なるものをつくらなければならぬのか。もう一回長官から御答弁願いたい。

○政府委員(吉光久君) 御承知のように近代化促進法におきましては業種別の指定をやるわけでございまして、したがって、たとえば業種別横割りのにそれが集約化あるいは合併あるいはまた業務提携その他いろいろの規模の利益を追求し、あるいはまた多品種少量生産であるものにつきまして、少品種大量生産の方向へあるいは設備への歩みを続けてまいるといふふうな、そういうふうないわば業種別の横割りで近代化をはかっているというふうなことが中心になっておるわけでございまして、それはそれとして相当の効果をあげておるわけでございまして、下請企業の現実の姿を見ますと、こういう業種別の横割りの施策になじまないものというふうなものが現にあるわけでございまして、これは、いわば仕事全体を、仕事の流れに沿って、そこで解決していかなければならぬ側面かと思うわけでございまして、三下請、またそれらのものが業種別にいろいろと総合的にからみ合うと申しましょうか、入り組み合っているのが現実の姿でございます。した

がいまして、近代化促進法の不備を補い、真に下請事業者の体質強化に役立つような、そういう側面を考えなければ、下請関係の近代化あるいは下請事業者の自主性の確保ということには非常にむずかしいのではないであらうか。こういう角度から、実はいままでの近代化促進法に対する一つの補足的な体系ということで、今回の法案を御提案申し上げたわけでございます。

○小柳勇君 そういたしますと、その何%かの対象になる下請事業者の方は、長官のおっしゃる通りに希望が持てましようか、その他の方ですね、この法律の対象にならない指定中小企業とならない方のためには、どういう特別な配慮をされますか、今後。

○政府委員(吉光久君) 本法の対象は、下請企業のほとんどすべてのものを網羅いたしておると思っております。ございすけれども、あえて本法の対象外になっておりますもの——これは製造業あるいは加工業、修理業その他はすべて本法の対象になっておるわけでございすけれども——たとえば運輸業あるいは建設業というふうなものも下請関係にあるという事態の業務というものもあるかと思うわけでございすけれども、いまの建設業につきましては、別途業法がございすし、また建設関係における下請関係と製造関係におきまして下請関係とは、必ずしも同じ手法で解決するにない分野があるのではないだろうかという意味で、建設業法の一部改正におきまして、その下請関係につきましては法措置を含めまして立法が、現在、国会に提案されておると伺っておりますので、現在、国会に提案されておると伺っておりますので、そういうような特殊分野に属するものを除きましては、一応本法の対象とするということで考えておるわけでございす。もちろん本法の対象の中にも、御承知のとおり二種類ございす。三条の振興基準は広く親事業者と下請事業者との間の望ましい姿、順守すべき姿、ルールというふうなものを確立したいと法の対象になります下請事業者全体について適用

されるものでございす。また、振興事業協会が下請につきましていろいろの取引のあつせんをいたしたり、その他の相談ごとに応ずることになっておりますけれども、これもまた広く本法の適用対象となる下請事業者につきまして、全面的に適用されるというふうな考えておるわけでございす。ただ、第五条の振興事業計画につきましては、これはやはり国際競争力の強化その他の観点から、逐次その対象範囲を広げてはまいりまして、そうして逐次その範囲を広げるといふふうな対象の適用のしかたを考えておるわけでございまして、この部分につきましては一部の業種から適用されてまいることになるかと思っております。

○小柳勇君 非常に高邁な理想ですけれども、十五億の金というのは、大企業だったら一社か二社の設備資金ぐらいの金額だと思ふんですけれども、いま長官がおっしゃいましたような大理想を実現させるために、十五億という金はどういうふうな考えておりますか。これはどういふふうに使いますか。

○政府委員(吉光久君) 十五億は、実はこの法律が施行されます初年度でございすので、いろいろと施行準備の過程で時間的な経過が必要であらうというふうな考えましたので、十五億円で下請企業の体質強化ができるというふうには考え

られないわけでございます。これは御指摘のとおりでございます。私もいたしまして、この初年度ということ前提に置きまして、特別ワクを考へておいたわけでございます。したがって、初年度という特殊事情のない来年度以降に置きましては、もちろんこういう数字では足りませんので、業種指定の数、その他諸事業振興計画の提出されるであろう見込み、その他等勘案いたしまして、相当大幅な資金を確保してまいる必要があるのではないだろうかと思っております。

なお、このワクにつきましては、予算的にそういう公庫等に対して、特別ワクは設定されませんけれども、そのワクをさらに上回った要請があるというふうな段階におきましては、さらに弾力的にその要請にこたえ得るような措置を考へてみたいと思っております。

○小柳勇君 大臣、いま長官がおっしゃいましたように、金が今年度は初年度であります、それでもわずかに十五億、来年度は一体どのくらいこの対策としてお考えですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま長官から後段で申し上げましたように、弾力的に措置ができるということが前提でございますけれども、予算要求としては七十億円の要求をいたしておるわけでございます。

○小柳勇君 金の問題はまたあとで論議いたしますが、次は親企業ですね、親事業者というものはどのくらいの数を把握しておられますか。

○説明員(斎藤太一君) 機械工業におきまして、先ほど長官がお答えになりましたように下請が大体九万ございまして、それに対しまして親事業者の数は、資本金一千万円以上を親事業者と見まして算定いたしますと、大体七千社でございます。○小柳勇君 この場合は一千万円以上を親事業者と見るわけですか。

○説明員(斎藤太一君) この法律の定義におきましては、親企業と下請企業の定義を、親は下請よりも資本金が大きいもの、逆に申しますと、資本金で見まして大きいものが小さいものへ製造、修理等の委託をする場合、その関係を親子関係と見る、こういうふうな定義をいたしておりますので、資本金が小さいもの、それよりさらに小さいものへ下請に出します場合に、すべて親企業になり得るわけでございますが、一応統計のとおり方といたしまして、いま一千万円以上で親企業を拾ってみまして、七千社でございます。

○小柳勇君 この法律は、親企業と下請企業とが事業計画を話し合ひまして金を借りるわけですが、悪口言いましたならば、親事業者に対する援助振興法案ではないかという気さえするわけですね。普通事業をやりますと、やはり自分の下請企業をちゃんと大事にしておかなければなりませんものですか、普通ならば親企業が金を借りてきて、貸して設備する面があるわけですね。そういうものをこの法律でもって助けてやる面、今度は一千万円以上ということでありまして、その面も大事でしようけれども、悪く言えば下請中小企業振興法じゃなくて、親企業の振興法案ではないかと考へるが、それにしても金がありに少ないわけですね。したがって金額の増額も考へていただきますが、そこで、いままでのいわゆる中小企業の関係法では、資本金五千万円以下、従業員三百人以下が通説でございますけれども、今度はその五千万円というのを、いま一千万円ということまで下がりましてね、これは親企業のほうの関係でしようが、それは中小企業でも親企業になり得ることを言われたことだと思います。あと、近代化促進法なりあるいは支払遅延等防止法などとの関連で親企業対中小企業の関係で争いが起こった場合に、矛盾は発生しないでしょうか。

○政府委員(吉光久君) 本法におきます定義は、あくまでも下請関係を近代化しようというふうなところからねらいを置いておりますので、したがって中小企業の定義は、近代化促進法で言う中小企業の定義と全く同じでございますけれども、下請関係にあるというその関係をつかまえる一つの指標といたしまして、資本金の場合には資本金が大きいほうから小さいほうへ、あるいはまた従業員だけでは、要するに個人企業の場合におきましては、従業員の多いほうから小さいほうへというふうないわゆる委託関係が、だからだれに行なわれるかというめどをいたしまして、大小の概念を入れたわけでございます。したがって、中小企業そのものの定義につきましては、近代化促進法の定義と全く同じでございます。その間、混同が起こってまいるといふことはないかと思つてございまして。なお、このような大きなものから小さいものへというふうな考え方は、実は下請代金支払遅延等防止法においてもとられておるところでございます。考え方といたしましては、そういうふうな考え方を基本的に取り入れてまいっております、こういうことでございまして。

○小柳勇君 中小企業の定義の問題で、中小企業基本法でも五千万円ということになっておりますけれども、あれからもうすでに七年たつておりますが、この中小企業五千万円及び三百人のところではないか悪いのかと議論されたことございませんか。

○政府委員(吉光久君) すでに基本法が制定されてから七年有余経たつてございまして。したがって、その間にいろいろの経済活動が大きくなり、あるいはまた貨幣価値の変動等もあるというふうなところから、中小企業の定義をもう一回見直したらどうだということが議論されておるわけでございまして、先般総理府に置かれて中小企業政策審議会の御答申でもこの点につきまして触れられておるわけでございまして、相当生産性は向上いたしておりますし、あるいはこれは機械設備等を保有することによって生産性が相当向上いたしておりますというふうなところから、資本金の概念または従業員概念のほうで相当程度カバーできるのではないか、こういう御意見もございまして。と同時に、また他方におきまして、中小企業の定義をこれは一部拡大し、こういう意見に対しては、拡大しつぱなしでは小規模層に対する施策の量、充実が期せられなくなるのではな

いか、こういうふうな御意見もあるわけでございます。したがって、政策審議会のほうにおきましては、この問題についてさらに慎重に検討するようというふうな答申をいただいたところでございまして。ただ、全体の経済規模も大きくなつてまいっておりますし、現実の中小企業の定義が現在の経済情勢下において適正であるかどうか、やはりこの際十分に検討をいたす必要があるかと思つておるところでございます。私どもも事務的にその準備に現在入つておる段階でございます。

○小柳勇君 まあその問題は再々商工委員会でも論議しておることありますから、その問題だけもう一回別の機会でお話を聞きたいと思つて、次に中に入つてまいりますが、労働力確保と近代化促進というの大きな柱であるとして、この法案の柱である労働力確保ということについては、この法律ではほとんど意味のないのではないかと、力がないのではないかと、労働力確保の面で何かこの振興基準関係のサイドの問題でお考えありますか。

○政府委員(吉光久君) 今回の法案の中で直接的に関連してまいりますのは、振興事業計画に関連いたしまして共同利用施設事業というふうなものが規定されておるわけでございまして、この共同利用施設事業の中には労働者の福祉施設というふうなものも入るといふことになっておるわけでございまして、一般的な労働福祉施設のほかに、さらにこういう共同利用施設事業というふうなものが行なわれます場合、これに税制上の優遇措置を講じまして、これらの福祉施設が確保されるということにやつてまいりたいと思つてございまして、直接的な手段でございまして、いまのような点だけでございまして、この法案を離れまして、やはり中小企業全般に對しますところのいろいろの福祉施設の設置というふうなことにございまして、他の手段を用ひまして配慮いたしてまいりたいと思つております。

○小柳勇君 次は、この法律ができますと、いままでよりも一そう親子の關係が緊密になりまして、大企業が中小企業、小規模企業を引っぱり回し、拘束し、自主性をなくするような結果になりはせぬか、そういう心配をいたしますが、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(吉光久君) この法律があくまでも下請企業につきましてその自主性を確保せよというところから出発いたしておりますのでございまして、ただいまのような御懸念あるうかと思ひますけれども、法律の運用におきまして十分に注意をしましてまいりたいと思ひます。

その第一は、第三条の振興基準の作成についてでございます。この振興基準の作成におきまして、從來にあるようないわゆる下請關係というものを近代化するそのための基準をここで策定いたし、これを公表いたすわけでございまして、その中に十分にそういう観点からの基準を盛りまして、一般に公表し、また、親事業者にも順守してもらうというふうなことを考えておるわけでございします。

それから第二に、振興事業計画の作成にあたりまして、個別的な親事業者と下請事業者とで計画をつくるというふうな方向をやめまして、下請事業者の組織体でございします事業協同組合と親事業者で振興事業計画を作成する、こういう方法を用いましたのも、やはり組織の力で親事業者と話し合いを進めてまいることが非常に重要である、またそれが下請事業者の自主性が確保されるもとであるというふうなところから、そういう規定のしかたにいたしましたわけでございします。それから同時にまた、第五条の振興事業計画を審査するにあたりまして、その承認の基準があるわけでございしますけれども、その承認の基準の中で、こういうふうな事項を達成するのに必要な適格性を有するものであることというのを承認基準に入れたおるわけでございまして、それが真に下請事業者のための組織である事業協同組合であるかどうかという点についても、この一号の「適格性を有

するものであること」というところで審査をいたしたいというふうな考えておるわけでございします。

さらに、先ほどお答え申し上げました振興基準の中で、衆議院のほうで御修正いただきました「組織化の推進に関する事項」というふうな事項も振興基準の中で定めることになっておりますので、こういうふうないろいろな手段を通じて下請の自主性確保ということにつとめてまいりたいと思ひます。

○小柳勇君 いまおっしゃいました衆議院修正の第三条の二項の五号、「下請事業者の組織化の推進に関する事項」というのがございしますけれども、この点、もう少し詳しく御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉光久君) 中小企業者、特に下請事業者につきまして、これが健全な育成をはかりますためには、やはり自主的な組織化が進められてまいることが非常に重要な事項にならうかと思ひます。その点、もう少し詳しく御説明を願ひたいと思ひます。

○小柳勇君 時間がかかりましたので詳しく論議できませんが、中小企業基本法の十三条にも「事業の共同化又は相互扶助のための組織の整備」云々と書いてあるわけですね。これに「必要な施策を講ずるものとする」と書いておられますのに、なおいままで不備だったからこういう修正が出たものと思ひます。この組織化の推進に関しては十分ひとつ前向きで強力な対策を立てていただきたい

と思ひます。それが自主的な下請中小企業の一大きな発展策と思ひます。

そこで、この下請ということばを非常に気にする人がおるわけですね。この前、八月ころ、私のほうの県の関係者、市の関係者及び業者の団体を集めてこの法案についてのいろいろ討論会をやりましたときに、現在完全な下請事業なんていうものはございせんよ、したがって下請中小企業と言わないで、協力中小企業くらいにとりましておいてくれぬか。たとえば安川電機などは安川電機協力協同組合というのがあります。略号を安協というのですけれども、下請企業なんて言わないのですよ。それは下請の人も言いますし、県や市の担当官もそういうことを言っていました。現在完全な下請なんていうのはないので、下請中小企業と言わないで、協力中小企業振興法案くらいにひとつ法案の名前を変えてくれぬかという切なる声がございしました。これはきょうは間に合いませんから、次の機会に……。ほかの関連法がありますから、関連法の修正も一緒にやらなければなりませんから……。そういう発言があったということを御記憶願ひたいと思ひます。

そこで、親と子との關係を公平にするためには振興協会の強化しなければならぬ。衆議院のほうでもそういう決議が出たようでありまして、振興協会の強化する方法についていかようにお考えでございしますか。

○政府委員(吉光久君) 現在下請企業振興協会は全国で十五あるわけでございしますけれども、下請企業の多い地域から逐次数をふやしておりますが、それらの増設はもちろんでございしますけれども、今度の法案で特に衆議院のほうで御修正になり、新しくつけ加えられました事項等が処理されるにふさわしいような機構を考えなければならぬ。この下請企業振興協会の機構、人員等につきまして、新しく与えられました仕事にに応じて相当強化してまいりたいというふうな考えるわけでございします。特に苦情または紛争についてのあつせん

または調停につきまして、新しく衆議院のほうで修正追加されたわけでございします。この苦情紛争のうちで直接的に下請代金支払遅延等防止法に関連する部分につきましては、これは申し上げるまでもないわけでございしますけれども、公正取引委員会と非常に強力な行政機構のほうで処理していただくことになっておりますので、その面はこの中には入ってこないものというふうな考えておるわけでございします。その他につきましてもあつせん、調停等についての仕事がこの新たに付加されてまいったわけでございします。したがってそれによつてふさわしい機構というふうなもの、さらにその内容に応じて早急に結論を出したいと思ひます。さしあたり問題といたしましては、現にございします振興協会の強化につとめますけれども、同時にまたこの仕事をやるにふさわしい内容、人的構成というふうなものにつきまして早急に運用基準で強化策を考へてまいりたいと思ひます。

○小柳勇君 これは大臣にお聞きしたいと思ひますが、現在、振興協会が十五あるというのですが、少なくとも各都道府県一カ所くらいはあつてしかるべきじゃないかと思ひます。しかもそれがいま民法の公益法人でございまして、特殊法人にして強力な協会にしなければ、せっかく法律ができました、公正取引委員会だけでは十分な法律の監視ができない、活用ができないではないかと思ひます。したがって下請企業振興協会の強化指導について、長官から答弁いただきましたけれども、大臣からも御答弁願つておきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 御指摘の趣旨については実は私も同様に考えておりました。ことに衆議院におきまして十一條の御修正がありまして、二号に「下請取引に関する苦情又は紛争について相談に応じ、その解決についてあつせん又は調停を行なう」という御修正がございしました。この「解決についてあつせん又は調停」は、いわゆる法的な強制力を伴つてはならない趣旨の御修正と思ひ

ういう指導なり改善のための教育なりということ
は、もつとつとめていかないといいけないと思いま
す。法律よりは金融ということ、言われたとお
りなんですけれども、これもまたわが国の一つの
多少おかしなたてまえでありますが、法律ができ
ますとそれに伴って金融のほうの別ワクである
か特利であるとかいうことが可能になるような
そういう行政の仕組みがまた一つございまして、
そういうことも実は考えまして今回御提案をいた
したようなわけでございます。

○小柳勇君 終わります。

○矢追秀彦君 小柳委員のほうからかなりきめ
のこまかい質問が来ましたので、私のほうはまた観
点を変えまして、ダブる点もあるかと思ひますけ
れども、初めにこの下請中小企業振興法の第一
にある「下請関係にある中小企業者が自主的にそ
の事業を運営」する、この自主的な運営、先ほど
もいろいろお話がございましたけれども、これは
完全にこの自主性というものが貫かれるという保
証は私はあまりないんじゃないかと、このように
思ひますので、まずこの自主性を重んじられると
いうことは、どういうふうなことでこの法律の中
ではうたわれておるか、まずそれを聞きたいと思
ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) この点は先だっても申
し上げましたので、あるいは繰り返しのなれば恐
縮でございますが、先だって、たとえば、例は必
ずしも適切ではございませんけれども、例えば、
まあ植民地が宗主国から独立するときに云々とい
うことを申し上げました。で、戦争によって独立
するののも一つの方法でございますけれども、でき
ることならば両者が話し合いの上で独立をしてい
くというこのほうが歴史的にも望ましいケース
が多い。その場合は、何といつてもいままで縁が
深うございまして、宗主国のほうが一番事情が
わかっておいてそのプログラムを書いてやる、そ
れを手伝うというようなことは好ましいでござい
ます。そして独立をして、もう宗主国にぶ
らさがらずにあつちこつちと自由にひとつ貿易も

やりなさいということがいいのではないか、これ
はたとえば適切でございせんがということでも申
し上げました。この法律案が下請中小企業の自主
性確保のために親企業にある程度の協力をさせる
ということについて、それはむしろ親企業のほう
になるのではないかと御批判がときどきある
わけでございまして、この法律の中では親として
すべきこと、さりとてそれを越えてはならない
こと、それからまた一つの下請関係に入つた場
合に、他の人間との関係ができるのを一方の親は
妨害してはならないというふうなことで、そうい
たようなことを随所に規定をいたしまして、
そういう関係の中から下請企業が独自性を確立し
ていくという構想につきまして、ただいま御質問
の点は各所に実は配慮しておるつもりでございま
す。

○矢追秀彦君 親企業が下請企業を利用する要因
については、どのようにお考えですか。

「理事大谷藤之助君退席、理事竹田現照君着
席」

○政府委員(吉光久君) いろいろの要因があるわ
けでございまして。今回の中小企業白書でも、最近
の親企業はどういうふうな意識から下請企業を
使つておるかということにつきまして御報告を申
し上げたところでございまして、御報告を申
からいますと、いずれかといえば下請企業を景
気のバッファーに使う、そういうふうな観点から
下請を使い、あるいはまた単価の切り下げと申し
ますか、そういうふうな観点から下請を使うとい
うふうな例が多かつたわけでございまして、ま
だんだんと昨今はその様相がかわつてまい
ております。これは四十三年に親企業に對しまし
て、その外注理由について調査いたしましたところ
でございまして、一番大きい回答は、まず設
備なり労働力等が節約できるというのが七一・五
でございまして、また相手方のほうに専門技術があ
るために、そのために下請を使つていくという、
下請の専門技術というふうなことを尊重いたして
おりますのが五四・九でございまして、こういう

ふうなことでございまして、景気のバッファーに
というのが一六・七でございまして。だんだんと
下請企業の独自の存在分野というふうなもの、確
立されてまいりまして、その専門分野というふう
なものを利用することが、親企業にとつても効率
的であるというふうな、そういう角度から下請企
業を利用しておるといふ例が多いのではないだろ
うかと思ひます。

○矢追秀彦君 いまの統計は親企業でとらえたわ
けでしよう。逆の下請企業から、そういうふうな
利用されておると感じておるか、そういうのはご
ざいせんか。両方合わせないと、はっきりしな
い。――なければ、あとでもよろしいですが、あ
りましたらあとでお願いしたいと思ひます。

いま、そういうふうなふうな変わつておるといふ点
は私も全然否定するわけではございせんけれども、
やはり実際景気のバッファーに使つていないとい
つても、不況になつた場合は、やはりそういう問題
が出てくると思ひます。今回のこの法案の中
では、この景気のバッファーとして利用されな
いという歯どめといひますか、そういう点はうたわ
れておるのでしょうか。

○政府委員(吉光久君) 先ほどのお答えを先にさ
していただきますと、引き続きまして、ただいま
の御質問に對してお答えさせていただきますと思
ひます。

実は、手元に持つております下請構造調査で
ございまして、いろいろの意識があるわけで
ございまして、やはりその中で注目すべきものは、
将来独立専門化の方向に持つてまいりたいと、そ
の手段といたしまして二つの方法があるわけで
ございまして。一つは、共同化、協業化によりまし
て独立専門化への道を歩みたいというふうな、そ
ういふ関係と、それから、やはり大きな会社との取
引関係を強固にしながら、だんだんと独立専門化
の方向に進んでまいりたい、この二つの意見が出
ておるわけでございまして。

「理事竹田現照君退席、理事大谷藤之助君着
席」

いずれかといえば、取引関係を強化しながら独立
専門化の方向に入つてまいりたい、こういうふう
な回答のほうが多いようでございます。

それから、ただいまの御指摘の不況との関連の
問題でございまして。実は、ともすれば、しわが下
請事業者のほうに寄りがちでございまして、今
回はそこらの弊害を除去いたしますために、順
守基準あるいは振興事業計画等におきまして、
発注分野の明確化でございまして、あるいはま
た発注方法の改善というふうなことを順守事項と
してきめてまいりたいと思ひます。あるいはま
た急に数字が小さくなるといふふうなことになる
たのでは、下請の真の意味の近代化がでないとい
うところに着目いたしておるわけでございませ
ん、発注が平準化してまいること、あるいはま
た長期の発注にだんだんとなつてまいること、す
べて望ましい事項でございまして、そういう点
につきまして、この振興基準には盛り込んでまい
たいと考えておるわけでございまして。したがいま
して、そういうことを前提にいたしまして、個別、具
体的な親事業者と下請協同組合との間に振興事業計
画が組まれるわけでございまして、その中
におきまして、そういう事項は重要な要素とし
て取り上げてまいりたいと思ひます。したがいま
して、従来のように急に外注を切る、急に外注を
減少してまいるというふうな、そういうふうなこ
とが行なわれることによりまして下請企業に重大
な影響を及ぼすという面が多かつたわけでござ
いまして、そこらの姿勢を正してまいりたい
と思ひます。

○矢追秀彦君 いま、そういう景気のバッファー
に利用されないうための基準あるいは振興事業計画
の設定ということをお聞きした、じゃ、その
計画が不況の場合に変更されなければならぬとい
ふときには届け出をして承認を受ける、こうなつ
ておるわけですが、そういう場合、変更を承認
する、しない、その辺の基準といひますか、判断

は、何を基準としてされるわけですか。

○政府委員(吉光久君) 御指摘のように、七条で振興事業計画の変更についての規定があるわけでごさいます。『事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。』というところで、承認が必要になってまいりますわけでごさいます。この発注分野でございませうとか、あるいは発注方法というふうなものは、実は振興事業計画のいわば中核をなすものでございませう。したがって、新しい技術革新等があるようなら、新しい理由がある場合を除きましては、この変更の承認は軽々に行なわれるべきものではないというふうな考えを以てございまして、ただ単に景気が悪くなったからというふうな、そういうふうな事情によって変更の承認を申請いたしました場合には、ただそれだけの理由によりましては変更はなさるべきではない。したがって、変更についての承認は行なわない、こういうことで考えてまいりたいと思っております。

○矢追秀彦君 そうすると、最初下請の組合と親企業が話し合いをして、その事業計画ができて、そういう点がきちっとしておれば、安心するものもあるけれども、極端に言いますと、将来の不況というものがいろいろ取りざたされておつても、下請企業としては安心して仕事をしたいと、こう考えてよろしいですか。

○政府委員(吉光久君) まさに、そういう親事業者の協力を前提にいたしまして、こういう振興事業計画を作成するというものでございませう。その親事業者の発注分野が明確にされ、あるいは発注方法が具体的に提示されておるといふようなことを前提にいたしまして、設備の近代化等が行なわれてまいるわけでございます。したがって、なわてまいるわけでございます。したがって、変更というところについては、承認はいたしませんというのを申し上げたわけでございます。したがって、従前と違ひまして、下請はここの振興事業計画が作成されることによりまして、

相当自主性が確保できることになるのではないかと、いうふうに考えます。

○矢追秀彦君 この下請企業が、だんだんこの法案に言われているとおり強くなってきた場合、その取引先をやはり広めてくると思ふのですけれども、一たんその親企業の系列に入つて仕事をしておつて、能力がかなりゆとりができた場合、やはりほかとも仕事をしたい、取引をしたいというところが出てきた場合、この親企業からの妨害とか、そういう点に對する歯どめというのは、これはうたわれておるでしょうか。

○政府委員(吉光久君) 確かにお話のように一つの企業が自主性を持つてまいりますためには、それだけの企業がそれぞれ経営を多角化していく。要するに取引の相手方を多角化してまいらうというところが、真に自主性を持ち得るゆゑにならうかと思ふわけでございます。そういう意味から実はこの振興基準の中におきまして、そういう下請企業が他の企業者と取引することについて親側は妨害してはならない趣旨の振興基準を定めてまいら、定めていくつもりでおるわけでございます。間々、ややもしくと、そういうふうな親の妨害行為があるというのを伺うわけでございますけれども、やはりこの法律が下請関係を近代化しようということをおねらいといたしておりますので、この第三条の振興基準におきまして明確にうたうと同時に、また同時に振興事業計画が作成されるようなそういう事業体につきましても、そこでの自主性確保がどうなつておるかという点につきまして、これを承認するにあたりまして慎重に見てまいりたいと思ふます。

○矢追秀彦君 いまの問題ですが、悪く考えますと、親企業がよその仕事はできないような、そういうふうな計画、あるいはそういうふうな基準をつくつてしまふ。そうすると、実質圧力的な防衛とか、もう仕事をやらぬぞとか、そういうことではななくて、そういうものからそういうふうな計画を、基準をつくつてしまふ、そういうケースが出てくるのではないかと。そういうふうな場合に対しては、どういう処置を講ぜられますか。

○政府委員(吉光久君) もともとこの第三条の振興基準の中で、一般的に親事業者と下請事業者とあるべき姿というところについて規定をいたしたわけでございまして、いまのような下請事業者が取引を多角化することについて親事業者が妨害しないというふうなことにつきましては、この振興基準で明定いたしましたつもりでございませう。

この明定された振興基準を前提にいたしまして、それぞれの主務大臣は親事業者あるいは下請事業者の指導、助言に当たつてまいるわけでごさいます。そこを中心にした一つの行政体系が出てまいるわけでございますが、また、ここに掲げました振興基準は、同時に五条のほうの個別具体的な振興事業計画を承認いたします場合の承認基準としても引用されておるわけでございます。したがって、この振興基準に合わないという現実の事業計画が出てまいりました場合には、それはその点において承認されないということになるわけでございます。その点につきまして現実の審査にあたりましては十分配慮してまいりたいと思ふます。

○矢追秀彦君 時間がありませんで次の問題に入りますが、下請企業振興協会、これは現在十五カ所ありますが、下請企業振興協会、これは現在十五カ所ありますが、その人員とそれから業務の実績についてお示しを願ひたい。

○政府委員(吉光久君) 現在下請企業振興協会は下請業者の現実の数字の多い県を中心にいたしまして十五振興協会が設けられております。この中には一都道府県のみならず二府県にまたがつて一つの振興協会が仕事をしておる協会もあるわけでごさいます。その職員の数合計いたしまして九十三名でございます。その業績でございますけれども、これは従来主として下請取引のあっせんを中心とし、そのほかの指導、相談業務に携わつておるわけでございます。が、本年の九月末にこれらの協会であつていたしました件数は約一万六千件でございます。また相談件数は約一万件というふうなことでございまして、

して、そういう意味で相当の成果をあげておるのではないかと考えております。

○矢追秀彦君 まあ相当の成果をあげておると言われたいけれども、いまの一万余件とそれから相談件数の一万件ですが、いままでの全部のトータルですね。実際最初できたのが昭和四十年で二カ所ですが、そういう年度別、それから事業所別のデータというものを私どもも持つておりませんで、ありましたらまたあとでいただきたいと思います。が、実際の数というのはそういうふうに分けますと非常に少ないのじゃないか、こう考えるのですけれども、相当の実績といふ言われませんでしたけれども、私はちょっとそういう点で非常に少ないと思ふのです。要するに仕事をもちろ相談、親企業の仕事をもちろたいというふうな場合には、やはりいろいろなかの機関というより、むしろいろいろなつてをたどり、そういうふうなところでの折衝というのが多くて、この協会を通してきちっとした仕事をもちろたいという例はほとんど少ないのではないかと。したがって、金額が非常に少ない、こういうことが言えるのじゃないかと思ふのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(吉光久君) 御承知のとおり、いまもお話の中にございまして、この振興協会ができました最初が四十年でございませう。逐次全国的に数がふえていったわけでございます。振興協会ができました経緯は、やはり三十九年、四十年の不況というものを前提にいたしまして、下請企業のほうで仕事をさがしてもなかなか仕事が入らないというふうな、そういう状況のもとにスタートしたわけでございます。したがって、景気の下降期におきましては相当の仕事をお願いする振興協会を通じてあつておるわけでございます。現在もこれは親事業者あるいは下請事業者が、この振興事業協会にこういふふうなことでこうというふうな登録をいたしておりまして、そのつど仕事についてのあっせん依頼が親事業者あるいは下請事

業者双方から出てまいっておるわけでございます。現実にはこの振興協会があつて、そこで仕事のあつてせんをしてみたらたというふうなことで、この振興協会について相当喜んでおられる下請事業者の方々も多いように私も聞いておるわけでございます。何分そういう親事業者と下請事業者との間の連絡パイプとしての仕事のあつてんでございまして、この振興協会の事業内容も、いままですにできるだけ広域化してまいることが非常に重要ではないかと思つてございまして、その点さらに将来の振興協会のあり方といたしまして、できるだけ仕事内容を広域化してまいるという方向に進みますならば、従来にも増してその成果をあげることはできるのではないかと考えます。

○矢追秀彦君 この中の人員の問題でありますけれども、たとえば大阪を例にとりますと、役員は構成が十五になっております。ところが、いま四十五年の十月現在で大阪の指導員が六名、それから補助員が六名、計十二名、役員が六名、数が多いわけですね。これは愛知におきましても名古屋に於いての指導員が六、補助員が五、富山が含まれておりますが、計十一名、役員は五、二十三名、こういうふうな役員ばかり多くて実際の人の数が非常に少ない。こういうふうなことは、私は実際の業務というものは、はたしてどれだけ円滑にいつておるかどうか疑問を持たざるを得ないのですけれども、人員構成の問題については、現在のこの事情をどう考へておられるか、もし改善されるとするならばどういう方向を考へておられるのか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(吉光久君) 現在、御指摘になりました大阪あるいは愛知の例でございまして、ほとんど県あるいは財団法人でございまして、ほとんど県のほうで出捐をいたしまして財団の寄付行為をいたしましてございまして、大阪の場合十五名といふうちに多いようございまして、専任はわずかでございまして、ほとんど非常勤の役員といふのが中心になっておるわけでございまして、職員はこれ

は専任の職員だけでございまして、大阪の場合におきまして十三人、これは指導員が七名と指導補助員が六名といふことで十三名でございます。これは専任の指導員でございまして、ただ、今回の法律の改正によりましてこの振興協会の業務内容につきましてもさらにその拡充が行なわれたのでございまして、この法案の成立を契機といたしまして振興協会の人的構成につきましても、与えられた指導内容にふさわしいように再検討をいたしたいと思つております。

○矢追秀彦君 この振興協会に対するいわゆる親企業側からの見方はどういふふうに見ているのか、また、どういふふうな協力をしておられるのか、また、この法律案ができた後は、これに対して大きな協力を親企業にやらせる自信があるのか、その点の点かがですか。

○政府委員(吉光久君) 親企業によりましていろいろと違う点があるわけでございまして、けれども、昨今のように仕事量を継続して維持してまいりまうためにどうしても下請企業につきましてもその拡大充実ははかつかないかなければならないというふうな、そういう状況におきましては、親企業も積極的に振興協会を利用いたしておるわけでございまして、この利用のしかたにつきましては、振興協会によりまして多少の差はございまして、振興協会におおむね親事業者が振興協会に登録事業者として登録をいたしております。それからあつてんをしてもらいたい下請事業者のほうも振興協会のほうに登録をいたしております。その登録をいたしております事業者が振興協会のほうに對しまして、下請企業に對しましてあつてんを依頼いたしてまいるわけでございまして、その要件を振興協会のほうでは聞いた上で、その要件に合うよう下請を紹介いたすわけでございまして、相手方の内容によりましてはさらにその要件について下請側の希望に合致するよう、親事業者に對してもさらにまたあつてんを行なうといふふうなことで、両方の仕事を一致させるように続けておるよう

ございまして、親事業者としてもこの振興協会について、そういう意味で仕事のあつてんという点につきましても従来相當の関心を持っておつたといふことができないのではないかと思ひます。

○矢追秀彦君 協会の下請取引のあつてんがうまくいった場合はよろしいのですけれども、うまくいかなかった場合ですね、これはどうなりますか。それからもう一つ、相談に來た場合、登録をして下請企業が非常に力が弱くて、とてもあつてんできるようなものではない、そういう場合はそれに対してはどういう指導をされるのか、あるいはどこかほかで何かの処置を講ぜられるような方向へ持っていくか、その点はどうか。

○政府委員(吉光久君) 振興協会のあつてんは、あくまでもこれはあつてんでございまして、したがって、できるだけ両者の希望条件がいれられるように振興協会のほうで取りまとめ役をやるわけでございまして、したがって、振興協会としてはやはり両者の言ひ分が充足されて、うまく契約が成立していくことを望んでおるわけでございまして、もちろんこれは両者の話し合ひの問題でございまして、お尋ねございましたように、必ずしもうまくいかないケースもあり得るというところは当然想像されるところでございまして、それからうまくいかないようございまして、下請企業サイドのほうの設備能力等について、もし劣つておるといふふうなことが判明いたしました場合には、むしろこの下請企業をどう近代化していくかといふことの問題に關連してまいるわけでございまして、積極的に総合指導センターその他の連携のもとに、他の手段を用ひました下請企業にとりましての近代化施策が必要になつてまいるかと思つてございまして、これはむしろ他の中小企業施策との結びつきの問題として積極的に解決されるべき問題ではないかと思つてございまして。

になるのか、そういう点の有機的な総合的な対策を、この法案が通つたのを機会に、私はやらなきゃならぬと思つてございまして、いま言われたようにそういう近代化をしなければならぬ場合には指導センターへ回す、そこではそれを受けてきちつとそれに対する融資の問題あるいは労働人員の供給の問題等もそこで解決する。それに対して今度は指導センターがやつたことについては、あるいは信用金庫だとかいろいろな機関が金を出す、そういう有機的なつながりといふものがもつと確立されないと、大体こういうものはここで仕事は終わつてしまふのが実情だと思つてございまして、いまお話つていますと、協会はただあつてんだだけ、非常に何かうしろ向きといひますか、要するに消極的な姿勢のうちに感ずるわけですね。あまり積極的にやると、やはり自由経済といふのがいまの基本原則ですから、その点はそこなわれるかもしれないませんが、その点はじつとしていて相談を持ち込まれるのを待つてゐる、来たら適当にまとめる。それでは下請企業は将来成長していかないのじゃないか、こう思つたすけれども、そういう点、大臣の答弁をいたしたいと思ひます。

○政府委員(吉光久君) 御承知のように下請企業振興協会が、ただ漫然とお客を待つという態度では、りつぱな成果はあげられないといふことは御指摘のとおりだと思つてございまして、したがって、役員の方の問題等ございまして、さっきの団法人でございまして、県あるいは特定の市からの寄付行為によつてできてゐるものが多いわけでございまして、この振興協会と各都道府県にございまして中小企業総合センターとの結びつきといふものを、従来も一部ルートはついておるけれども、必ずしも十全でないといふ面もあるかと思ひますけれども、新しくこれが立法化されました暁におきましては、その連携につきましても、従前以上の配慮が必要であらうかと思つてございまして、指導業務につきましても、この振興協会とそれから商工会あるいは商工会議所

等の経営指導員の指導業務、同時にまた各都道府県にございます総合指導センターとの指導業務、これらと密接な連携をもってやっておるわけでございませう。この振興協会に登録された下請事業者に対する指導業務は、さらにそれと関連して考える必要があるかと思つてございませう。同時にまた、それぞれのセンターにおきましては、これはそれぞれの都道府県の商工課の仕事としてやっておるところもございませうけれども、こういう零細中小企業に對しては、いわゆる機械貸与制度というふうな制度を運用いたしておられますし、あるいはまた設備近代化資金というものの補助をいたしておるわけでございませうので、その間の有機的な連携のもとに、いま御指摘ございましたような資質の向上につとめてまいらねばならぬかと思ひます。

○矢追秀彦君 大臣にお伺いしたいんですけれども、いまの点と、結局中小企業基本法ができたのは昭和三十八年で、もう七年にもなるわけですから、中小企業に對する対策は、いままでのような面からやられてきたわけですね。相当いろんな法律もあつたし、かなり予算の面でもお金も出ておるわけなんです。ところが、いまだにやはり中小企業の問題というのは古くて新しい命題といひますか、いまなお問題はいろいろあるわけですし、現実にはいまの日本経済の中において非常に重要なポイントをお占めながらも、力はまだまだ弱い。今回ひとつこの下請を育てようとしてつくられたんですけれども、結局その中小企業対策というものが、やはりいまの状態から見ますと、案外大企業というものがどうしても優先してくる。結局今回できた法律案でも下請企業を強めて実質的な事業活動ができるように、それを育てると言われまふけれども、へたな運用になれば、結局逆に親のほう、特に一番そのもとである大企業というものに完全に系列化をされてしまつたり、利用されてしまふ。そういう面が私は必ず出てくるんじゃないか、そういう点で中小企業、先ほども小柳委員からもかなりこの問題についてありましたけれども、中小

企業というものを今後どのように持つていかれるのか、それから先ほど長官からもお答えいただきましたけれども、その横の連携といひますか、いろんな施策の連携ですね。これはもっとスムーズに私はいかなければいけないと、こう思ふんですけれども、その点はいかがでございませうか。

○國務大臣(宮澤喜一君) まず、前段の問題でございませうけれども、幸いに十幾つかの下請企業振興協会というものがございませうので、この法律案では現にあるそれらの協会に對して必要となつてゐる規定を十一條、十二條にも設けたわけであつたのでございませうけれども、もし現にこの民法三十四條の法人がございませうとすれば、この法律でこの協会のようになつてしまつたら、この法律でなかつたのではないかと程度に私もこの振興協会といふものの役割りを重視したいと思ひます。そういう意味で、先ほどから御指摘のありますように、今後全国各都道府県にこういうものができ、そして信頼される事業、業務の運営をいたしますように積極的に行政指導いたしていきたいと考えておるわけでございませう。

それから後段の問題は、まさに御指摘のとおりでございませうけれども、冒頭今日申し上げましたように、やはり労働需給の逼迫といふことと、それから付加価値あるいは加工工程といふようなものが複雑化して、そこから大きな付加価値が生まれるといふような、こういう情勢の変化を背景にいたしまして、中小企業といふものがそういういわゆる素材でないところの付加価値あるいは情報価値を付加している。そういうところに中小企業でなければできない仕事というものがだんだん出てきたわけではございませうので、そういう形で中小企業といふものを育成していきたい。一つは、いわゆる近代化促進法でございませうけれども、この法律は仕事の流れに沿ひまして体系化していきたいと、こう考えておるわけでございませう。

れども、まあ非常にいままでいろいろの措置をやりになりまして、かなり改善をされておりますけれども、取引委員会の調べのデータによりますと、昭和四十二年十一月を契機としてテンポといふのが非常に鈍つてきておりまして、特に今年の五月ぐらいでは少し悪化の傾向になつてきておる。この点の原因といひますか、こういう傾向はどういうのが原因とお考えになつておるのか。さらに今後はどういふふうな手を打つてそれを改善されるのか、その点をお聞きします。

○政府委員(谷村裕君) まず原因のほうでもありますが、この私どものほうの調査は、御承知のようになつて、中小企業等を何回か選びまして、そこに調査表を送り、回答をいただくという形をいたしておる。回答率も三割に足りないといふふうなことで、必ずしも全部をうまく把握しているかどうかはわかりませんが、簡単にはいろいろそれから推測することはできないのでございませうけれども、やはり一般的にいって景気の動向を多少反映したものがあつたのではないかと思ひます。

それから今後の問題でございませうが、本来このようなことは指導官庁でありますところの、所管庁であります大蔵省のほうで常に通達等を通じて指導を進めていただいておりますところではございませうが、それが強制的にやられておるわけでございませう。特に最近におきましてはその形式的な拘束といふことよりも、実質的にいろいろこう話して預金をつなぎとめるといふふうなやり方がいろいろな形でふえてきておる業種、その相手方の人だけじゃなくて、たとえば従業員のものも持つてきてくれといふような形でもって、預金競争も激しくはございませうが、そういうふうな手口と申しますか、やり方もふえておるようではございませうので、そういう面にもこれから実態調査の手をいろいろ

いと進めていこうと、かように考えております。そして大蔵省のほうの指導も厳正にやつていただくことを希望したいと存じております。

○矢追秀彦君 大蔵省にお伺いしますけれども、いま委員長が言われたままのその基準が、大蔵省からも通達として出されて、まあ自肅の基準はあるわけですが、結局その辺をうまくくぐつてやるのがふえてきておる。これに對してどういふふうなされていくのか。あるいはそういうまた基準をもつときびしいものにされるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○説明員(北田榮作君) 実は私政府関係機関の關係の担当でございまして、直接的なことを担当してございませうので、具体的なことについては、答弁する用意を——ちよつとできかねるのでございませうが、歩積両建ての件につきましては、いまお話ありましたように、前から厳重に指導監督をいたしており、検査等をいたしておりました。目下こういつたことにつきまして年末金融等を控へまして特に指導を厳重にいたしておるような状況でございませう。

○矢追秀彦君 最後にこの問題について大臣にお伺いしたいのですが、結局行政的にもいろいろまだやれる点があると思ひますし、また法律的な面でもっと現在の状態から強めていくと、そういうようなことも考えていかなければ、やはりだんだんいわゆる銀行のこの預金の争いといふのは非常に強いわけですね。まあ家におりましてもしよつちゅう銀行屋さんはいないでございませう。私まだ統計とつたことないでございませう。個人の家でもこんなに来るのですから、中小企業とか特に事業をやつておるところでは相当いろいろな、パチンコ屋の宣伝ぐらゐのことでも来ているような結局現状であります。やはり歩積両建てに對してはかなり改善はされたものの、やはり今度はその基準をくぐつて、法律の目をくぐつてやるのがかなり出てきておる。実質的にはやはり拘束預金といふものになつてしまつておる。そういう点で

行政指導あるいは法律改正の点について、どういふ御意見をもちか、その点をお伺いして終わりたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一) 私が政府を代表してと申すわけにはまいらぬわけでございますけれども私の見ておりますところでは、まだずいぶんそういうことが全国にあるように思います。したがって、よほどこれはしっかり行政の指導をしてもらわなければ困るという感じを持っております。大蔵大臣にもそういうことは私はしばしば申し上げておるところでございます。

○渡辺武君 私は前回の質問の中で、この政府の提出しております法案に定めてあります振興基準です、これを見てみますと、衆議院のほうで若干修正はされておりますが、修正前の政府の原案に関する限り、この振興基準が下請企業の生産性の向上、製品の品質、性能の改善、設備の近代化、技術の向上あるいは親企業の発注分野の明確化などを中心としておりますけれども、しかし下請企業の当面している困難の一番大きな原因は、むしろ親企業の下請企業に対する収奪あるいはまた横暴というところに一番大きな原因があるんじゃないかというのを申し上げました。その一番大きなもの、いまさら私申し上げるまでもないことですけれども、下請企業に対するコストの不当な引き下げの要求だとか、あるいはまたいろいろな差別的な処置あるいは発注の不安定なこと、さらにはまた検収の遅延やあるいは場合によっては不当な拒否をやるというような、さらには手形サイトの長期化など、支払い条件の非常に悪いこと、あるいは原材料などの買入れを下請企業に強制するといふような点、これらのことがいま下請企業が解決を求めている一番切実な問題じゃないだろうかというふうに考えますが、この政府の原案によります振興基準の中には、まさにこういう中小企業が解決を求めている一番切実な問題についての解決策ではなくして、むしろ親企業のほうが下請企業に要求しているいろいろな措置、たとえばコスト引き下げあるいはまた製品の質の向上、あ

るいは下請の再編成、さらにはまた系列や支配の強化というようなことにたえることが眼目になっているんじゃないか。さっき別の委員が、これは下請企業振興じゃなくして親企業振興法案じゃないかというようなことをおっしゃっておられました、まさにそういう性格を持っておるものじゃないかというような点について質問したわけでありました。

ところで、重ねて伺いたいんですけれども、主務大臣が、この法案によりますと振興基準をつくり、そうして下請企業、親企業に対して指導、助言を行なう、それからまた振興計画がつくられた場合には、それに承認を与える、さらには財政、税制上の優遇措置を行なうというようなことになっておりますけれども、先ほど私申しましたコストの不当な切り下げの要求あるいはまた下請企業に対する差別だとか、あるいはまた発注の不安定さだとか、あるいはまた検収の遅延や拒否あるいは支払い条件の非常に悪いこと等々の、いま下請企業が解決を求めている切実な問題について、それを改善する振興計画が出された場合に、はたして主務大臣がこれを承認なさるかどうか、その点をまず伺いたい。そうしてそういうような場合にも、金融上、税制上などの優遇措置が一体保証されるものかどうか、その点をあわせて伺いたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一) 表現はあるいは多少違つかもしれませんが、ただいま言われましたような問題は下請企業につきましてもあります。そこでは私は御指摘のとおりであると思っております。そこでそのような悪い習慣、公正でない関係をどのようにして直していくかということになるわけでございまして、親企業と下請企業だけにまかせておきましては、力関係でなかなか簡単に直らない。世の中はそういうことが改善されるような方向に向かっておりますことは冒頭に申し上げましたとおりですけれども、やはりそこは主務大臣が間に入りまして、そうして公平な立場からそういう条件を改善していくということが

必要なのではないだろうか。現状はいま渡辺委員が言われましたようなことを聞かまで見ないのでございまして、それを改善していく方法いかんというところが、この法案を御提案いたしました基本的な構想でありまして、したがって、振興基準にもそういうことを定め、また振興計画はそれを具体化するということ、私どもでできるだけ下請に対して不公正な条件がないように、あればそれを改善していく方向で承認をしていきたいと考えておるわけでございます。

○渡辺武君 政府がいれば介入して、いま私が申し上げたような問題の解決をはかっていくというような御趣旨の御答弁だったと思っておりますけれども、先ほど申しましたように、政府が最初提案されたこの法案を見てみますと、振興基準としてきめなきやならぬ事項の一番最初にうたっているものは、「下請事業者の生産性の向上及び製品の品質又は性能の改善に関する事項」というようなことをうたっているわけですね。だから私言うのです。そのほかまだ第二、第三など出ておりますけれども、これはほとんど、いま資本取引の自由化などで内外の競争の激化にさらされている親企業が、これがもう少しコストを下げなければならぬが、これを下請企業の犠牲によってやりたいとか、あるいはその製品の質を高めなければならぬが、これをまた下請企業にその方面の努力を要求していかなければならぬとか、あるいは下請関係を二次下請、三次下請等々で再編して、そうして集中発注あるいはまたその他のやり方でまず一番頂点のところに発注をせんとおろしておいて、そうして二次、三次という形で収奪関係をさらに複雑に有効にやっていくというようなことをいま要求しているわけですね。それにびたつとたえるような振興基準をつくるというようなことになっているわけですね。それでは私は下請企業が切実に求めている問題の解決にならぬと思うのです。先ほどから中小企業庁長官の御答弁を伺っておりますと、この下請企業の自主性を尊重するとか、あるいはまたいま言ったような問題を解決するのだ

というようなことを言っておられますけれども、そういう文言が初めてこの法案の中に盛り込まれたのは、衆議院での修正点で初めて盛り込まれているのです。私は政府の基本的な姿勢は、こういうことが盛り込まれても、なおかつ最初の姿勢と変わらないのじゃないだろうか、結局親企業の立場に立つて下請企業をどのように親企業の望む類型にはめ込むかという立場が貫かれておるのじゃないかというふうに考えるのです。

そこで具体的に聞きますけれども、それによつて下請企業が一番求めている適正な下請単価にしてほしいというような要求が振興計画に盛り込まれた場合には、その適否を一体大臣はどういうようにして判断なさるのか。あるいはまた不当な差別措置が行なわれている、あるいはまたなかなか隠微な問題で、これは政府当局としてはなかなかつかみにくいと思うのです。しかし業者が自主的に団体をつくって、そういう問題を検討して、その改善の計画を立てるということであれば、これは表面化してくる。その場合に、その要求の適否をどのようにして判断されるのか。あるいは検収の遅延だとかあるいはまた検収拒否だとかいうような問題、親企業はいろいろ口実をつけますよ、そういう場合に、その場合に下請企業の言うほうが正しいのか、あるいは親企業の言い分が正しいのか、どこで一体判断されるか、そういう点を伺ってみたいと思います。

○政府委員(吉光久君) 最初にこの法案が親事業者のほうの立場に立つて立案されたのではない、こういう御指摘があったわけでございます。実は私も最初から下請事業者の自主性をどう尊重してまいるかという立場に立ちましてこの法案の検討を行なったわけでございまして、先ほど二項のところの四号、五号を衆議院で修正になって初めてここにこういう文言が載っておりますの御指摘であつたわけでございますけれども、実はこの四号、五号、非常に重要な事項でございます。私も非常に重要な事項として振興基準に盛り込むべきものであるというふうな考え方をいたしましたけれども、

この四号、五号という列記のしかたをしないで、四号の中に一括、他の振興のために必要な事項と同時に考えておいたわけでございまして、ただ、それではこの振興基準の重要事項が表面に明文をもつて書かれていない、こういう御批判をいただいたわけでございまして、気持ちにおきましては、新しく追加されました四号も五号も振興基準で定めるべく準備をいたしておいたところでございまして、私も法律の案を準備いたします段階で、はっきりと明文で表示しておいたほうがよかったというふうに考えますけれども、気持ちにおきましては、これは従前の四号の中で規定するつもりで置いたところでございまして。

ところで、いまの具体的な振興事業計画につきまして、こういう問題についていろいろな規定がされました場合にどのように判断するか、こういう御指摘であつたかと思ひます。実はこの具体的な振興事業計画に書かれます事項、いろいろあるわけでございまして、たとえばこの振興基準で単価の決定の方法につきまして、単価の決定につきましては両者で協議してきめまうとか、あるいはまた親事業者が下請単価を決定いたします場合には下請事業者の現実に持つておる設備その他の要件をよく参酌するということが必要であらうかと思ひます。一方的に幾らというふうな単価がそのままの形で押しつけられるという形は好ましくないこととございまして、したがって、そういうふうなことで決定の方法につきまして振興基準ができるわけでございすけれども、その振興基準に沿った形で具体的な計画がなされるということをお願いいたしておるわけでございまして、この品物については幾らというふうな個別具体的に金額を規定するということは、これは振興事業計画は非常にいろいろと内容に富んでおる問題でございまして、具体的に幾ら、何円何銭というふうな、そういうふうなきめ方ではなくて、むしろどういふふうなきめ方で単価をきめてまいりますというふうな、基本的な考え方が振興事業計画にも出てまいるのではないかと思ひます。

また、先ほどお話しをいたしました検収遅延とか拒否とか、あるいはいろいろのお話もございましてけれども、これらに關します具体的な事項につきましては、実は下請代金支払遅延等防止法のほうの体系で処理される事項につきましては、これはあくまでも不正な取引の問題として取り扱ひまして公正取引委員会のほうの所轄として取り扱ひするわけでございまして、代金の支払のほうの取り扱ひは法の体系に属するものと、それからこちらのほうはむしろ下請中小企業を体質的に強化振興してまいらうというふうな体系に属するもの、二つに分けておられますので、その点御了承いただきたいと思ひます。

○渡辺武君 まああとからはどんな説明もつくのだなという感じで伺つておりましたけれども、時間もないので先に急ぎますけれども、この点だけははっきりと申し上げておきたいと思ひます。中小企業庁長官盛んに御答弁の中で強調しておられる下請関係の近代化というふうなことは、衆議院の修正で初めて入つたものです。この原案には入つていなかった。むしろ下請関係の近代化ではなくて、原案のほうは下請企業の設備の近代化というところが重点であつたこと、これはもう明らかなんです。

それから先ほどお話しをいたしました検収遅延とか拒否とか、あるいはいろいろのお話もございましてけれども、これらに關します具体的な事項につきましては、実は下請代金支払遅延等防止法のほうの体系で処理される事項につきましては、これはあくまでも不正な取引の問題として取り扱ひまして公正取引委員会のほうの所轄として取り扱ひするわけでございまして、代金の支払のほうの取り扱ひは法の体系に属するものと、それからこちらのほうはむしろ下請中小企業を体質的に強化振興してまいらうというふうな体系に属するもの、二つに分けておられますので、その点御了承いただきたいと思ひます。

○渡辺武君 まああとからはどんな説明もつくのだなという感じで伺つておりましたけれども、時間もないので先に急ぎますけれども、この点だけははっきりと申し上げておきたいと思ひます。中小企業庁長官盛んに御答弁の中で強調しておられる下請関係の近代化というふうなことは、衆議院の修正で初めて入つたものです。この原案には入つていなかった。むしろ下請関係の近代化ではなくて、原案のほうは下請企業の設備の近代化というところが重点であつたこと、これはもう明らかなんです。

それから先ほどお話しをいたしました検収遅延とか拒否とか、あるいはいろいろのお話もございましてけれども、これらに關します具体的な事項につきましては、実は下請代金支払遅延等防止法のほうの体系で処理される事項につきましては、これはあくまでも不正な取引の問題として取り扱ひまして公正取引委員会のほうの所轄として取り扱ひするわけでございまして、代金の支払のほうの取り扱ひは法の体系に属するものと、それからこちらのほうはむしろ下請中小企業を体質的に強化振興してまいらうというふうな体系に属するもの、二つに分けておられますので、その点御了承いただきたいと思ひます。

それから先ほどお話しをいたしました検収遅延とか拒否とか、あるいはいろいろのお話もございましてけれども、これらに關します具体的な事項につきましては、実は下請代金支払遅延等防止法のほうの体系で処理される事項につきましては、これはあくまでも不正な取引の問題として取り扱ひまして公正取引委員会のほうの所轄として取り扱ひするわけでございまして、代金の支払のほうの取り扱ひは法の体系に属するものと、それからこちらのほうはむしろ下請中小企業を体質的に強化振興してまいらうというふうな体系に属するもの、二つに分けておられますので、その点御了承いただきたいと思ひます。

行政の中でその点を特に改めていつていただく必要があるのじゃないかと思ひます。さて、そこでなお伺ひたいことは、振興計画で、これは下請業者の団体とそれから親企業とが一緒になつてつくるのだというところを、おっしゃいましたけれども、それではもし親企業の同意や承認が得られなかった場合に、この振興計画というものはできるのかできないのか、これをまず伺ひたい。

○政府委員(吉光久君) 第五条の振興事業計画はあくまでも話し合いによつて作成してまいらうと、こういう考え方でございまして、したがって、できる場合、できない場合、両方あり得るかと思ひます。ただ、昨今におきましては、親事業者も下請事業者の近代化ということにつきましても相当の関心をもちつておられますし、下請事業者に対すお考え方というふうなものは相当変わつてまいつておられますので、そういう意味から、この振興事業計画の協力につきましても基本的には賛成してくるものであるというふうな考えでおるわけでございまして、しかし中にはそういう点につきましても必ずしも好意を持たないというふうな事業者もあるかと思ひます。この第五條で下請事業者の振興をはかつてまいらうというこの必要性等につきましては、さらに私もいろいろと必要に迫られておる機会をつかまえて指導してまいらうと思ひます。

○渡辺武君 この問題のどこをどうして解決していくかというのを考えた場合に、親企業の同意がなければ振興計画はつくることできない、というふうな法の仕組みになつてゐる。つまり親企業の同意の範囲内でしか振興計画をつくることはできないのです。これは、親企業のほうは力があるのです。その親企業の同意があつて初めて振興計画がつくられるというふうなことになる。これは、はたしてここでつくる振興計画というものが、下請企業が自主的に自分の問題を解決するために最もいいと思ひやうなものが出てくるのか、私はそれは非常に危険だと思ひます。結局のところは、これは親企業の意思、これが第一になつて、そしてその親企業の意思に沿つたように振興計画がつくられるということになつてしまふ。現実の力関係はそうなるかと思ひます。私はこういうふうなことでなくして、親企業の同意や承認がなくとも、下請企業の団体が自分の直面している諸問題を解決するための具体的な改善計画、これを提出する。そういうことができればいいと思ひます。それから、親企業が下請企業に対して不当な差別措置、報復措置をとるような場合には、これを禁止し、場合によつてはきびしく処罰するという措置をとつて初めてほんとうの下請企業の振興計画というものが、下請企業自身の中から自主的に生み出されてくると思ひます。私はこの法案ではそれが逆になつてゐると思ひます。ですから私は言ひます。そういう親企業の承認がなければつくりだせないという振興計画を出しておいて、そして先ほど申

行政の中でその点を特に改めていつていただく必要があるのじゃないかと思ひます。さて、そこでなお伺ひたいことは、振興計画で、これは下請業者の団体とそれから親企業とが一緒になつてつくるのだというところを、おっしゃいましたけれども、それではもし親企業の同意や承認が得られなかった場合に、この振興計画というものはできるのかできないのか、これをまず伺ひたい。

私もせつかくこういう規定が入つておるわけでございまして、この規定をもとにいたしまして、親事業者に対しましては積極的に指導、助言につとめてまいりたいと思ひます。

○渡辺武君 この問題のどこをどうして解決していくかというのを考えた場合に、親企業の同意がなければ振興計画はつくることできない、というふうな法の仕組みになつてゐる。つまり親企業の同意の範囲内でしか振興計画をつくることはできないのです。これは、親企業のほうは力があるのです。その親企業の同意があつて初めて振興計画がつくられるというふうなことになる。これは、はたしてここでつくる振興計画というものが、下請企業が自主的に自分の問題を解決するために最もいいと思ひやうなものが出てくるのか、私はそれは非常に危険だと思ひます。結局のところは、これは親企業の意思、これが第一になつて、そしてその親企業の意思に沿つたように振興計画がつくられるということになつてしまふ。現実の力関係はそうなるかと思ひます。私はこういうふうなことでなくして、親企業の同意や承認がなくとも、下請企業の団体が自分の直面している諸問題を解決するための具体的な改善計画、これを提出する。そういうことができればいいと思ひます。それから、親企業が下請企業に対して不当な差別措置、報復措置をとるような場合には、これを禁止し、場合によつてはきびしく処罰するという措置をとつて初めてほんとうの下請企業の振興計画というものが、下請企業自身の中から自主的に生み出されてくると思ひます。私はこの法案ではそれが逆になつてゐると思ひます。ですから私は言ひます。そういう親企業の承認がなければつくりだせないという振興計画を出しておいて、そして先ほど申

私もせつかくこういう規定が入つておるわけでございまして、この規定をもとにいたしまして、親事業者に対しましては積極的に指導、助言につとめてまいりたいと思ひます。

私もせつかくこういう規定が入つておるわけでございまして、この規定をもとにいたしまして、親事業者に対しましては積極的に指導、助言につとめてまいりたいと思ひます。

しましたような親企業の立場に立ったようなこの振興基準、これに照らして大臣が承認する承認しないというようなことをやれば、結局のところこれは親企業振興計画になってしまふんじゃないか。どうでしょうその点は。

○政府委員(吉光久君) この法案で考えております親事業者と下請事業者の関係でございますけれども、これは実は親と下請という関係をいけば敵対概念と申しましょうか、対置概念と申しましょうか、お互いがお互いを敵対概念としてつかまえるというつかまえ方ではなくて、親事業者と下請事業者の間の機能的な協力関係と申しましょうか、そういう概念でつかまえていろいろの体質強化策を立てようとしたところでございます。

したがって、これが親企業のためにのみ、下請をいじめるために使われるとかいふふうなことは、初めから予想いたしてないのでございますけれども、万が一そういうふうなそういう具体的なケースが振興事業計画の中で出てまいることがあるといたしますと、これは実は第六条のところに振興事業計画につきましてその「承認の基準」を規定いたしておるわけでございますけれども、この承認基準が振興基準を援用いたしておるところでございます、この振興基準に照らして適切であるかどうかということとを判断の要素にいたしておるところでございます。したがって、一方的に親企業にのみ都合のいいような、そういう振興事業計画が出されるといたしますれば、この基準に該当しないということで、承認が拒否されるべき性格のものであるかと思うわけでございます。

それから、先ほどの具体的な御質問の中で、具体的に準備その他につきましての御指摘があったわけでございますが、これらのいまの具体的な御指摘の分野に属するものは、やはり下請代金支払遅延等防止法の体系で取り締まりを強化してやるべき筋のものであろうかと考えておるわけでございまして、その分野はこの法律の振興事業の体系にはそのままの形では入ってまいらないというふう

うに考えておるところでございます。

○渡辺武君 時間がきましたので最後に一問だけして終わりたいと思います。なおこの法案にはそのほかいろいろの問題点がたくさんあると思うのですが、時間の関係で、はしよるとは言いません、二の点だけ指摘しておきたいと思ひます。

一つは、親事業者と下請企業団体とが一緒になって振興計画をつくるということになりますと、各親企業ごとに、親企業・下請企業でワンセットで、ワンセットで振興計画が出てくるということになるわけですから、したがってどうしてもこれは下請企業の従属性が親企業の指導のもとで強まっていくということに私はならざるを得ないと思う。先ほどの御答弁では対立的に見るかどうかというふうな形でおっしゃったけれども、問題は対立的に見るかどうかという見方の問題じゃない。現実には利害関係が相反しているからこそ下請企業の人たちからは親企業のいろいろな問題について改善の要求が出てくるわけでありまして、したがってこれは見方の問題じゃなくして、そういう現実には存在している問題はどのように解決するかということだと思ひます。さてそこで、先ほどもちょっと申しましたけれども、やはり下請企業のそういう問題を正しく解決するためには、下請企業が自主的に団結して、自分たちの要求を自主的にまとめいくということ、法によって保障をする必要がある。親企業が承認しようと同じようにと、あるいはそれに反対しよう、それにはとらわれることなく下請企業がみずからの要求を自主的に提起する、そのことを法で認める必要があると思ひます。それで、もしそういう動きがあるに對して親企業が報復的な処置を行なうような場合には、それをきびしく取り締まる。こうして初めて下請企業の自主的な振興ということが可能になると思ひます。こういうことを前提として、先ほどは下請代金支払遅延等防止法の範囲内だ、支払の問題だとおっしゃいましたけれども、あれも各委員がそれぞれ口をそろえて指摘されたように、もうざる法の典型だと言われている。あの法律が

できてからでも、この手形のサイトの長期化あるいはまた下請条件の悪化というのは、これはもうあとを断たないのです。それはいろいろな理由もあると思ひけれども、一つには、あの法がざる法であるというところが大きな原因だと思ひます。やはりこの点を改善しなければならぬ。特に私はいま下請企業、中小企業全体が非常な金融困難に落ち込んでいる状況の中で、政府関係金融機関、これの改善をもっと徹底的に進めるべきだと思ひます。たとえば商工組合中央金庫・その他に対する政府の出資、投資をもっとふやさなければいかぬ。そして資金コストを下げて、安い金利の長期の融資を中小企業に保障することができるようになり、もつと身を入れて改善してほしい。そういうことを、こんな法は私は必要でないと思ひます。そういうことをおやりになるおつもりがどうかどうか伺つて終わりたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほどから承つておりますと、たとえば振興基準の「下請事業者の生産性の向上及び製品の品質又は性能の改善」、これなどは親企業のためではないかと言つておられるわけですが、自分の企業の生産性を向上し、製品の品質、性能をよくするということは、おそれなくこれを望まない下請企業というのは私はないだらうと思ひます。下請企業のためになるから、必ずそれは親企業にとつて不利であるから、必ず不利になることは必ず下請企業にとつては不利である、何かそういうふうにお考えのように思ひますが、私どもはそういうふうには考えていない。確かに力関係というところはございまして、ございしますが、両方の間で利害調整をするということも、またあるわけではございまして、もし御説のごとくであるならば、下請企業の改善というものは、親に対する競争にしかやらないというふうになるのではないかと。私どもはそういうふうには考えておりません。私どもの考えておりますことは、力関係が確かに下請のほうが強くないのでありますから、このたびのような方法によつて、親と下請の関係を政府も介入して適正なものにしていきたい。そ

れが下請企業の自主性の回復及び強化につながる道であるというふうに考えているわけでございまして。したがって、渡辺委員のお考えのようにたどっていきますと、この問題を結局親と下請の協力の形で解決するというところ、その構想そのものが間違っているのである、こう言つておられるのかと思ひますが、私どもはそれは考えていないわけではございまして。なお最後に言われました政府関係機関の金融機関の問題は、これはまさにそのとおりであらう。私どもそういう方向で努力をいたすべきだと思ひます。

○渡辺武君 私の考えの問題について言われたので、ちょっと誤解があると思ひますので、一言だけ。いま大臣が私の考えについて言われましたが、誤解があるようですから一言だけ申し上げておきますけれども、下請企業の設備が近代化するとか、品質が向上するとか、そのことがそっくりそのまま親企業のためになつてしまつて、下請企業のためには何もしないのだというふうには私は考えているのではないのです。そうじゃない。それらも必要でしょう、大いにやらなければならぬことです。しかし一番根本の問題は、親企業の横暴によつて下請企業がいろいろ苦しめられてゐる。下請準備をどんどん切り下げる、せっかく設備を改善しても、まるでもつて下請企業に何のメリットもないところか、ずっとコストを、手元を見ては下げているのが大抵現状なんです。そういう関係の改善を前提条件にしなければ、下請企業の設備の合理化、改善といつても、これは結局のところ親企業のためになつてしまふ。そのことを私は言っているのです。ですから、いま下請業者が最も切実に解決を求めているのは、それは大臣も言われるように、設備の近代化その他を求めていることは、これは明らかだ。しかしそれだけじゃない。むしろ最も求めているのは、下請関係そのものの改善です。独占大企業、親企業の横暴を、これを何とか解決してほしい、これが一番の切実な問題です。これを抜きにしてこういう法案が出てくるから、だから私は言っている。あなた方は本気で

この下請関係の改善ということを考えるならば、まず一番最初に、法の趣旨として第一条にそのところがはつきり盛り込まれてしかるべきである。ところが政府原案にはこれは出ていない。法の体系そのものがそうならないのですよ。そうして業者が団結して何とか解決したいという希望を逆手にとって、それに親企業の承認がなければ事業計画はつくることができない。そうしてさらにまた主務大臣がこの振興基準に照らしてそれを承認しなければ下請企業に対する特別な融資その他の優遇措置もない、こういう仕組みになっている。結局のところ、これは親企業の立場を、これを第一にして、それに合致したように下請企業を持っていこうということにすぎない、そのことを私は言っているのです。誤解のないように。

○理事(大谷藤之助君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十二分散会